

宜野湾市立野球場改築基本構想・基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、宜野湾市立野球場改築基本構想・基本計画策定業務（以下、「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務目的

宜野湾市立野球場は、設置から 39 年が経過し、塩害等による施設の老朽化に加え、ユニバーサルデザインへの対応も課題となっている。本業務は、バリアフリー等のユニバーサルデザインの強化を通じて、障がいの有無や年齢、性別にかかわらず全ての市民が参加・観戦しやすい環境を整備するとともに、障がい者スポーツを含む多様な大会・イベントの開催に対応した機能拡張を図る。さらに、プロ野球キャンプの誘致に向けた機能強化も行い、市民の利用促進と地域振興を両立する魅力ある野球場への再構築を目的とする。

3 業務委託の概要

- (1) 委託名：宜野湾市立野球場改築基本構想・基本計画策定業務委託
- (2) 発注者：宜野湾市
- (3) 業務概要：別紙「特記仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和 9 年 11 月 30 日まで

4 提案限度額

32,978,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

【内訳】

令和 8 年度 6,688,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 9 年度 26,290,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 応募資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 宜野湾市競争入札参加資格名簿において、市内、準市内、県内として登録されている者であること。
- (6) 公募開始の日から契約締結までの間に沖縄県内地方公共団体において指名競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (7) 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。共同企業体の場合は、構成員の内、1 者以上を市内業者とし、3 者以内の共同企業体とすること。
なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての構成員が（1）～（6）の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成するいずれかの構成員が（8）の要件を満たす者であること。
- (8) 過去 10 年間（平成 28 年度～令和 7 年度）に地方公共団体等が発注（業務履行完了年度が平成 28 年度～令和 7 年度でも可）する同種業務又は類似業務の実績を有する企業であること。

同種業務は次のアとウの組み合わせとし、類似業務はイとウの組み合わせとする。

- ア 都市公園、まちづくり等に関する基本計画または実施計画策定業務
- イ 都市公園、まちづくり等に関する基礎調査または基本構想策定
- ウ 公共施設の官民連携手法導入可能性調査、サウンディング調査、アドバイザー業務（公募条件作成、公募～選定～契約締結支援）等

- (9) 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- イ RCCM（登録部門：都市計画及び地方計画）及び一級建築士

担当技術者は、都市計画に関する実務経験を 10 年以上有し、かつ、上記アからイまでのいずれかの資格を有する者とする。

なお、担当技術者は照査技術者を兼ねることはできないものとする。

- (10) 全ての配置予定技術者の資格については、応募申請書提出時点の状況によるものとする。
- (11) 技術提案書に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、変更を認めない。病休等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の予定技術者と同等以上と認められるものを配置しなければならない。

6 実施要領等の配布

(1) 配布方法

宜野湾市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は下記配布場所にて配布する。
郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による配布は行わない。

(2) 配布場所

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
宜野湾市 市民経済部 観光スポーツ課 スポーツコンベンション係（宜野湾市役所別館2階）

(3) 配布期間

令和8年6月11日（木）から令和8年6月25日（木）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く）

7 申込期間及び提出書類等

応募者は、「応募申請書等」及び「企画提案書等」をそれぞれの受付期間内に提出すること。

(1) 応募申請書等

- ・受付期間 令和8年6月11日（木）から令和8年6月25日（木）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く）
- ・提出方法 持参又は郵送（受付期間内必着）
- ・部数 1部

提出書類	留意事項
① 応募申請書（様式1）	・ 要押印 ・ 法人の完納証明書を添付すること。

(2) 企画提案書等

- ・受付期間 令和8年6月11日（木）から令和8年7月13日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く）
- ・提出方法 持参又は郵送（受付期間内必着）
- ・部数 各8部（正1部、副7部写し可）

提出書類	留意事項
① 企画提案書（様式2）	・ 要押印
② 企業の業務実績書（様式3）	・ 業務実績(5.応募資格要件(8))に該当するものについて記載すること。なお正1部に業務実績が確認できる書類を添付すること。(TECRIS、契約書、仕様書等の写し)

③ 管理技術者の経歴等（様式 4）	記載した資格等を証明できる書類及び当該業務に従事した実績が確認できる書類を正 1 部に添付すること。（資格証、TECRIS、契約書、仕様書等の写し）
④ 照査技術者の経歴等（様式 5）	記載した資格等を証明できる書類及び当該業務に従事した実績が確認できる書類を正 1 部に添付すること。（資格証、TECRIS、契約書、仕様書等の写し）
⑤ 担当技術者の経歴等（様式 6）	記載した資格等を証明できる書類及び当該業務に従事した実績が確認できる書類を正 1 部に添付すること。（資格証、TECRIS、契約書、仕様書等の写し）
⑥ 企画提案書（任意様式）	・「8.企画提案書の内容」に基づいて作成すること。
⑦ 費用内訳書（任意様式）	・各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。 ・費用については、本業務を実施するにあたっての一切の費用を積算し、年度毎（R8、R9）に作成を行うこと。

8 企画提案書の内容

（1）企画提案書の内容

① 業務の実施方針

本業務の目的や特記仕様書に示す業務内容を踏まえ、企画提案の基本的な考え方や着眼点について記載すること。

② 業務の実施体制及び業務スケジュール

業務実施体制及び業務スケジュールについて記載すること。

③ 特定テーマについての提案

特定テーマ：「宜野湾市立野球場における改築計画及び官民連携手法導入に向けた進め方について」

（公園に近接している特性などを踏まえ、改築計画及び官民連携手法導入に向けた留意点、実現手法、その他独自の提案等について記載すること。）

④ 企画提案書作成の留意事項

- ・ A4 版片面印刷とし、表紙・目次を 1 ページ、企画提案書 10 ページ以内とし、ページ番号を付すこと。
- ・ A3 版を使用する場合は、A4 版 2 ページとカウントする。
- ・ 本文の文字サイズは注記等を除き、原則として 11 ポイント以上とする。
- ・ 提出書類①～⑦の順序で製本し、インデックスを付け A4 ファイルで提出すること。
- ・ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問については、「質疑書（様式 7）」を提出すること。
提出後、速やかに担当まで連絡し受信確認を行うこと。

- (1)受付期間：令和8年6月11日（木）から令和8年6月25日（木）まで
- (2)提出方法：E-mail で提出（E-mail：Shimin05@city.ginowan.okinawa.jp）
- (3)回答日時：令和8年7月2日（木）
- (4)回答方法：応募申請書の提出のあった全社へ E-mail で送信する。
ただし、辞退した者は除く。

10 提出先及び問合せ先

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
 宜野湾市 市民経済部 観光スポーツ課（宜野湾市役所別館2階）
 担当：前川、與那嶺、桃原
 TEL:098-893-4432（直通） FAX:098-893-4410

11 辞退

応募申込書後、都合により辞退を申し出る場合は、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

12 契約締結までの事務スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
応募申請期間及び質疑書受付期間	令和8年6月11日(木)～令和8年6月25日(木)
企画提案書受付期間	令和8年6月11日(木)～令和8年7月13日(月)
質疑に対する回答	令和8年7月2日(木)
書類審査結果等の通知	令和8年7月22日(水)
プレゼンテーションの実施	令和8年7月30日(木) 予定 ※予備日 令和8年8月4日(火) 予定
選定結果の通知	受託候補者選定後10日（土日祝祭日を除く）以内
契約締結	令和8年8月下旬 予定

13 審査及び受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

宜野湾市職員で構成する「宜野湾市立野球場改築基本構想・基本計画策定業務プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において受託候補者選定審査基準により審査し、受託候補者の選定を行う。なお、審査は非公開とする。

(2) 審査方法

審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーション（対面方式）を実施することとし、あらかじめ開催日時を通知する。応募者多数の場合は「(3)審査項目及び審査基準」に示す

第1次審査（書類審査）により5者程度を選考する。

第1次審査の結果、プレゼンテーションの日程及び場所、プレゼンテーション形式については令和8年7月22日までに通知する。

日 時	令和8年7月30日（木）予定 ※予備日 令和8年8月4日（火）予定
場 所	プレゼンテーション会場は後日通知する
実施方法	・プレゼンテーションは1者あたり、準備5分以内、説明20分以内、質疑15分程度とする。 ・参加人数は3名以内とする。管理技術者は原則出席すること。 ・プレゼンテーションに必要な機材としてプロジェクター及びスクリーンは準備するが、その他必要な機材は各自準備すること。 ・プレゼンテーションは企画提案書に基づき行うもので、追加の資料や提案内容の変更は認めない。 ・プレゼンテーションの順番は、くじにより決定する。

（3）審査項目及び審査基準

【第1次審査（書類審査）】（計30点）

- ①企業の評価（11点）
- ②予定管理技術者の評価（10点）
- ③価格競争による評価（見積額により評価をする。）（9点）

【第2次審査（提案内容、プレゼンテーション）】（計70点）

- ①業務の実施方針（10点）
（宜野湾市立野球場の特性・課題等についての基本認識、業務理解度）
- ②業務実施体制及び業務スケジュール（10点）
（業務実施体制や業務分担の的確性、業務スケジュールの実現性）
- ③特定テーマに対する企画提案（的確性、独創性、実現性、専門性）（40点）
- ④プレゼンテーション（10点）
（取組姿勢、応答の的確性）

（4）選定方法

- ①選定委員において第1次審査及び第2次審査に示す審査項目ごとに採点を行う。各選定委員が第1次審査と第2次審査の合計点が高い順に順位をつけ、1位とされた数が最も多い者を第1順位受託候補者とする。
- ②上記①において1位とされた者が同数であった場合、第1次審査と第2次審査の合計点が高い者を第1順位受託候補者とする。
- ③上記②において第1次審査と第2次審査の合計点が同点であった場合、順位を2位とした委員の数が最も多い者を受託候補者とする。
- ④上記③において2位とされた者が同数であった場合、特定テーマに対する企画提案の合

計点が最も高い者を受託候補者とする。

- ⑤上記④において特定テーマに対する企画提案の合計点が同点であった場合、提案金額が最も低い者を受託候補者とする。
- ⑥上記⑤において、提案金額が同額だった場合、選定委員会においてくじにより受託候補者を決定する。
- ⑦上記①～⑥にかかわらず、第1次審査と第2次審査の合計点が60%以上の評価を得られない場合は、選定しない。
- ⑧応募申請者が1者の場合においてもプレゼンテーションを実施し、本業務委託を遂行し完了する能力があると選定委員会において判断した場合、当応募申請者を本業務委託に係る受託候補者とする。

(5) 選定結果の通知等

受託候補者選定後、10日（土日祝祭日を除く）以内に文書にて通知する。なお、選定内容については公表しないものとし、選定結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

14. 委託契約

選定委員会において選定された第1順位者と委託内容について協議を行い、企画提案内容を特約条項に反映のうえ、委託契約を行う。ただし、宜野湾市と第1順位者との間で、委託内容の協議が合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者と協議し、合意の上、委託契約を行う。

15. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期間を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 4. 提案限度額に定める金額を超えて見積書を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (5) 契約締結または履行することが困難と認められる場合

16. 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 提案された企画提案書について、後日、宜野湾市から疑義照会を行う場合がある。
- (3) 企画提案書は、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部を求めるものではない。実施要領に記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
- (4) 企画提案書作成のために市から提供された全ての書類は、他に使用してはならない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載がある場合、提出された書類を無効とし審査の対象から除外する。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する諸費用は、全て応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

- (7) 参加を辞退したものが、これを理由として以後の選定等について不利益な扱いを受けるものではない。
- (8) 第1位受託候補者の決定後、契約締結までの間に契約候補者が「5 応募資格要件」に規定する応募資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (9) 提出された企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザルの審査又は議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を無償で行うことができる。
- (10) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。
- (11) この要領に定めのない事項については、必要に応じて選定委員会に諮り、決定するものとする。

17. 担当部局

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 市民経済部 観光スポーツ課 スポーツコンベンション係（宜野湾市役所別館2階） 担当：前川、與那嶺、桃原

TEL: 098-893-4432（直通） FAX:098-893-4410